

令和6年3月1日
下野農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aしもつけは、地域農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会を実現することが農業協同組合である当J Aに課せられた使命であると考えています。また、地域金融機関としての社会的責任を全うするために、確固たる倫理観と誠実さに基づく健全な経営基盤を確立し、協同組合としての価値を高めていくことが重要であると認識しています。

これらを実現するため、当J Aでは、以下の4つの理念を掲げています。

○農業・自然

農業の多面的機能を発揮し、自然との共生をすすめます。

○生活

安全・安心な暮らしを支援します。

○協同

人と人のつながりを大切にします。

○経営

健全で安定的な経営基盤を構築します。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成、並びに「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供による豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が、共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、「セレクトファンド」として予め一定の商品数に選定したうえで提案します。これは、提案する商品数が多くなることは、結果的に組合員・利用者の皆さまにとって商品選択が難しくなるこ

とつながると考えるためです。

「セレクトファンド」はお客さま一人ひとりのライフプランやニーズに合わせて最適の商品を選んでいただけるラインアップとなっており、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの、病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故、農作業等、人生や日常生活に伴う様々なリスクに対する備えとして、一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用事業の提案活動

- ①当組合では、顧客との対話を重視し、お客さまの資産を「つかう」、「ためる」、「ふやす」、「のこす」という目的別に色分けをしたうえで、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、運用目的に寄り添った商品を提案いたします。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- ②お客さまと面談の際には、「資産運用ガイダンス」を使用し、資産運用の必要性等について丁寧に説明した後、「資産運用スタイル診断シート」等を使用し、お客さまのリスク許容度を確認します。各資料を使用し、商品のリスク・特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、お客さま一人一人に必要な情報を十分にご提供します。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- ③資信託等の提案の際には、お客さまの投資判断に資するように、「セレクトファンドマップ」を使用し、取扱いファンドの特徴や手数料等について、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

(2) 共済事業の提案活動

- ①組合員・利用者の皆さま一人ひとりのライフプランを確認し、リスク発生時の必要資金と各種公的保障を説明のうえ、公的保障を踏まえた最適な保障・サービスをご提案します。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

び（注1～5）】

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向の確認を徹底し、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧な重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を行います。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。【原則4、原則5本文および（注1～5）】

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。お客さまへの説明時には、「重要情報シート」や「あんしんチェックシート」（追加）を活用し、お客さまの利益を最優先に考え、当組合や当組合の営業職員の利益を優先した商品を薦めていないこと等をお伝えします。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 信用事業の人材育成

毎年、外務員・内部管理責任者・営業責任者業務の研修システムを利用したeラーニング受講や運用会社等と連携した知識研修等を定期的で開催し、人材教育及び育成を図ります。これにより、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を確保し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(2) 共済事業の人材育成

組合員・利用者に対して、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供できるよう、適正な推進活動を展開し、お客さまの満足度向上を図るための推進担当者認証制度等により、継続的に職員教育を行う体制を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。